

国保組へだよ

発行
香川県建設国民健康保険組合
高松市鹿角町151-4
TEL087-866-4721
FAX087-866-7455
ホームページ
http://www.kaken-kokuho.jp
E-mail
info@kaken-kokuho.jp
E-mail (保健師相談)
health@kaken-kokuho.jp

令和2年度予算を議決

2月通常組合会

介護分300円 保険料引上げ

医療分、後期分保険料は据置き

2月12日(水)午前10時から、本部会館において、吉田明則議長、佐野秀樹副議長ら組合会議員31人(委任状提出の6人を含む)、中西孝司理事長、竹井喜代志副理事長、堀田健三副理事長、古川義之法令遵守担当理事の出席で2月通常組合会が開催され、令和2年度の事業計画や歳入歳出予算など8議案を審議いただき、原案どおり可決されました。

令和2年度予算の総額は、40億2,020万円、前年度に比べて866万5千円、支援金等が7億2,228万4千円、前年度に比べて212万8千5百円、3・0%の増、介護納付金が3億1,739万8千円で、前年度に比べて126万3千円、4・1%の増となっています。

歳入では、被保険者に占める前期高齢者に占める前期高齢者は、さらに2%増の被保険者一人当たり17万1,684円で計上されています。高齢者関係の納付金は、国の示すシミュレーション値を基準と前年度に比べて

表1 令和2年度予算

科目	被保険者見込数= 11,740人	
	金額 (千円)	構成率 (%)
国民健康保険料	1,621,058	40.32
使用料及び手数料	2	0.00
国庫支出金	1,905,077	47.39
前期高齢者交付金	41,202	1.02
県支出金	1	0.00
共同事業交付金	58,024	1.44
財産収入	2,069	0.05
寄附金	1	0.00
繰入金	100,003	2.49
繰越金	287,317	7.15
諸収入	5,447	0.14
合計	4,020,201	100.00

科目	被保険者1人当たり (円)	
	金額 (千円)	構成率 (%)
組合会費	1,649	0.04
総務費	146,555	3.65
保険給付費	2,413,787	60.04
後期高齢者支援金等	722,841	17.98
前期高齢者納付金等	1,152	0.03
介護納付金	317,398	7.90
共同事業拠出金	80,859	2.01
保健事業費	194,412	4.84
積立金	4,715	0.12
諸支出金	53	0.00
予備費	136,780	3.39
合計	4,020,201	100.00

表2 令和2年度月額保険料

賦課区分と種別	単位 円			
	元年度	増減	2年度	
法人代表者	医療分	17,500	0	17,500
	後期分	3,800	0	3,800
	計	21,300	0	21,300
40歳以上	医療分	14,300	0	14,300
	後期分	3,100	0	3,100
	計	17,400	0	17,400
30歳以上 40歳未満	医療分	12,200	0	12,200
	後期分	2,200	0	2,200
	計	14,400	0	14,400
25歳以上 30歳未満	医療分	8,800	0	8,800
	後期分	1,900	0	1,900
	計	10,700	0	10,700
25歳未満	医療分	5,600	0	5,600
	後期分	1,300	0	1,300
	計	6,900	0	6,900
一般家族	医療分	3,900	0	3,900
	後期分	1,100	0	1,100
	計	5,000	0	5,000
特別家族	医療分	8,800	0	8,800
	後期分	1,900	0	1,900
	計	10,700	0	10,700
介護分(40歳以上65歳未満)	2,200	300	2,500	

※特別家族とは、25歳以上60歳未満の家族のうち、妻・母・祖母・学生・障害者以外の方です。特別家族保険料は、25歳以上30歳未満の組合員と同額です。

令和2年度の保険料は、赤字を財政調整基金からの繰入れで補填することにより、介護納付金分のみの引上げとなりましたが令和3年度は、三つの区分全てにおいて、引上げが必要となる見込みです。

令和2年度の保険料は、赤字を財政調整基金からの繰入れで補填することにより、介護納付金分のみの引上げとなりましたが令和3年度は、三つの区分全てにおいて、引上げが必要となる見込みです。

令和2年度の保険料は、赤字を財政調整基金からの繰入れで補填することにより、介護納付金分のみの引上げとなりましたが令和3年度は、三つの区分全てにおいて、引上げが必要となる見込みです。

令和2年度の月額保険料は、介護納付金分が3,000円引上げとなります。40歳以上65歳未満の方の介護納付金分保険料は、医療保険者が徴収して国に納付しますが、国全体の高齢化で国への納付金が大幅に伸びており、平成25年度以来、7年ぶりの引上げとなります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分は、過去の赤字を財政調整基金に積み立ててきたことを考慮し、歳入不足額を財政調整基金から取り崩すことで、据置

令和2年度の月額保険料は、介護納付金分が3,000円引上げとなります。40歳以上65歳未満の方の介護納付金分保険料は、医療保険者が徴収して国に納付しますが、国全体の高齢化で国への納付金が大幅に伸びており、平成25年度以来、7年ぶりの引上げとなります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分は、過去の赤字を財政調整基金に積み立ててきたことを考慮し、歳入不足額を財政調整基金から取り崩すことで、据置

令和2年度の月額保険料は、介護納付金分が3,000円引上げとなります。40歳以上65歳未満の方の介護納付金分保険料は、医療保険者が徴収して国に納付しますが、国全体の高齢化で国への納付金が大幅に伸びており、平成25年度以来、7年ぶりの引上げとなります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分は、過去の赤字を財政調整基金に積み立ててきたことを考慮し、歳入不足額を財政調整基金から取り崩すことで、据置

令和2年度の月額保険料は、介護納付金分が3,000円引上げとなります。40歳以上65歳未満の方の介護納付金分保険料は、医療保険者が徴収して国に納付しますが、国全体の高齢化で国への納付金が大幅に伸びており、平成25年度以来、7年ぶりの引上げとなります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分は、過去の赤字を財政調整基金に積み立ててきたことを考慮し、歳入不足額を財政調整基金から取り崩すことで、据置

香建国保健康相談 ほととライン

委託先(株)ティーベックの医師や専門スタッフが皆さまのご相談にお答えします。

- ・気になる体の症状についての相談
- ・治療に関する相談
- ・母子保健、育児に関する相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・家庭看護、介護に関する相談
- ・健康保持、増進に関する相談 など

【24時間・年中無休】
0120-418-523
通話料は無料です。お気軽にご相談ください。

令和3年度は医療分、後期分、介護分とも保険料引上げ必至

令和2年度の保険料は、赤字を財政調整基金からの繰入れで補填することにより、介護納付金分のみの引上げとなりましたが令和3年度は、三つの区分全てにおいて、引上げが必要となる見込みです。

令和2年度の保険料は、赤字を財政調整基金からの繰入れで補填することにより、介護納付金分のみの引上げとなりましたが令和3年度は、三つの区分全てにおいて、引上げが必要となる見込みです。